

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回権利擁護専門部会要点録

日時 令和5年8月2日(水) 13時30分～15時30分

場所 文京区民センター3A会議室

出席者：

親会委員 文京槐の会は～と・ピア2施設長 松下功一
委員 文京区障害者就労支援センター主任 皆川譲、
文京地域生活支援センターあかり 清水健太、
障害者基幹相談支援センター 美濃口和之、
弁護士 坂井崇徳、司法書士 箱石まみ、社会福祉士 新堀季之、
文京社会福祉士会事務局長 保坂勇人、
文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長 今本美和子、
知的障害者相談員 山口恵子、
文京区社会福祉協議会権利擁護センター係長 平石進

区委員 福祉政策課地域福祉係長 櫻井智子、
身体障害者支援係長 福田洋司、
知的障害者支援係長 荒井早紀、
予防対策課精神保健係長 佐藤祐司、
予防対策課保健指導係長 柳瀬裕貴

欠席者：

協議会会長 東洋大学社会学部社会福祉学科教授 高山直樹
当事者委員 杉浦幸介、当事者委員 久米佳江

事務局：

文京区社会福祉協議会次長 石樵さゆり
文京区社会福祉協議会権利擁護センター 伊藤真由子、山田晶子
古賀四季穂、中川こころ

傍聴4名

1 開会

2 委員自己紹介

3 議題

(1) 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会について

(2) 令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会における検討事項について

資料第2号～第4号に基づき、事務局平石より説明。

質問なし

(3) 権利擁護センター実績報告

資料第5号に基づき、事務局山田より説明。

- 相談件数が増加しているのは、高齢化が理由か。ケアマネが積極的に結び付けようとしてくれているのか。
- 社協で中核機関の受託が始まり、広報活動が進んだことと、お困りの方が増えたという両側面から増加していると考えている。
- 精神障害の方で退院に関する相談はあるか。
- 退院の直接的な相談はないが、退院して在宅生活に移行するときに金銭管理が不安だという相談はある。
- 一般的には預金をおろすといった支援を目的に利用されるが、どのような目的が多いのか。
- 銀行に行けないのでその支援を求められることが多い。他には相続や親亡き後の相談も受けている。
- 退院にかかる支援について、基幹相談支援センターの認知が広まり、病院のワーカーなどから連絡が来て、退院への動機づけなどを含めて地域移行の支援を行うことがある。そこで金銭管理の課題があれば社協につなげて一緒に関わる。

(4) 権利擁護専門部会における取組みについて

資料第6号～第7号に基づき、事務局伊藤より説明。

- 「権利擁護」の幅が広いので、前年度はコツコツとテーマを絞り込んできた。パンフレットをつくること自体が目的ではなく、制度を利用する前の段階で、どのような支援のパターンがあるのかを共有することも重要だと思っている。本人の意思形成や表出において、権利擁護を意識して支援することが重要。
- 本日の進め方として、現場で支援をしている方より、前年度のことを振り返りながら、現場での課題をキーワードとして出していきたい。その後、専門職から権利擁護に関し

てのお考えをお話しいただき、社協、民生委員、行政からも発言いただきたい。

- 本人ではなく、親御さんから相談が年に数件ある。福祉サービスを受けている方は施設の職員に相談することが多い。就労している人は福祉サービスにつながっていないため、最も相談する相手がない。福祉サービスを利用しないと計画が作成されない。
- 社協の成年後見の学習会に参加した親御さんが、親の会に入ることがある。子どもが学校に通っている間はいいが、卒業後に、親同士のつながりがなくなり、サポートもなくなる。
- 制度の利用に至る前で、情報収集が必要。インターネットで収集する人が多いが、いいことしか書いていない。施設の雰囲気や職員の配置状況などが分からない。
- 成人になってからの社会経験が大切。福祉サービスにつながっていない人が相談できる場所が必要。
- 精神障害の相談が中心。就職している方が、日常的な困りごとで相談に来る傾向がある。文京区内は相談の場が数多くあるが、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の役割が明確になると、利用者にとっても相談先が明確になりイメージしやすくなる。
- 親が高齢になって、お金を使い果たしてどうしていいかわからない、親の高額な資産をどうしていいかわからないといった相談がある。その段階になってから介入を始めると、お金を管理されてしまうことへの不安を持つ相談者もいる。社協と一緒に制度の説明をするなど、福祉サービスへつなげるように連携していきたい。
- 相談場所が増えたことによる変化はあるか。
- 地域生活支援拠点等の相談場所が増えることで、受けきれなかったものを受けられる点では期待している。ただ、まずどこに相談に行けばいいのか、ということが明確になるといいと思っている。相談者にとっては、どこに相談に行けばいいのかわかりづらい。
- 就労支援センターの相談者が高齢化している。70代、80代の方が来るが、現実的には障害者雇用の枠では難しい。高齢障害者への支援にも対応できればいいと考えている。
- 企業に勤めていて定年退職を迎える方は、その後会社に関わりを持つことがなくなり、地域で生活することになるため、地域の資源の活用が必要になる。本人に、どこにどのようなサービスがあるのかを伝えることが必要。
- 本人はサービスに興味を持っていても、保護者が「最後まで自分が見る」と言うことで、地域につながれないケースもある。親亡き後を考えると、さまざまな機関のつながりが重要。
- 事務局に質問。資料第7号の取り扱いと、高山会長からのコメントを再確認したい。
- 前年度、皆さんからの意見を踏まえて、どのような目標値を持って切れ目なく情報を発信していくかを検討した。経験の少なさによる意思決定の難しさに関する意見があった。高山会長からも同じように、経験の少なさや意思決定についてコメントがあった。各ライフステージで、どのような経験値を重ねるとよいのか、どのような意思決定が必要なのかをこの会議で議論して、資料第7号のような制度利用につなげていくことを想定している。
- 今ご意見をいただきたいのは、日常的な支援の場面で、どのような権利擁護や意思決定支

援をされているのか。資料第7号は、前年度、各ライフステージの意思決定支援の表が出されていたが、そのイメージ図として理解している。

- 成年後見（補助）を受任しているケースでは、財産管理の権限付与の申し立てを行った。知的障害により言語不明瞭のため、文字盤を使って、ひとつひとつ意向や不安をヒアリングしたところ、同居家族から暴力・暴言を受けているという SOS が発された。時間をかけて本人の生活状況や意向を確認できて、有益な機会だったと感じた。
- 聴覚障害の方では、手話通訳士に来てもらい、手話でご自身の意思表示をしてもらった。時間や手間はかかるが、おざなりにせずに、意向を確認することが重要。
- 障害者手帳を持っている方など、一定の認定を受けている方を対象にしていると感じた。実際には、後見にはつながっているが、認定を受けておらず、福祉サービスにもつながっていない方もいる。いろいろなパターンがある。後見人しかつながっていない場合、どのように支援をしていけばいいのか悩んでいる。
- 知的障害だと、小さい頃からサービスにつながっている方が多い。
- 小さい頃からサービスを受けている知的障害をベースにつくりながら、成人してから精神障害になる方も含めて想定するという形で考えている。
- 明らかに知的障害なのに認定を受けておらず、大きくなって精神障害として認定されるパターンもあった。さまざまなパターンがある。
- 社協などを通して法律相談を受ける中で、知的障害や精神障害により、話ができず、何に困っているのかが分からないことがある。適切な意思決定を支援するスキルが弁護士になく、受けきれないこともある。
- 認知症の重症化をきっかけにフォーマルな専門家につながったことで、元々その方を支えていたインフォーマルな支援者による支援が切れてしまうケースがある。インフォーマルな支援も図の中に書き込んでほしい。
- 成年後見制度を利用することは絶対ではなく、仕組みの1つでしかない。将来的に成年後見制度を利用する可能性がある人は、前もっていつどのような支援があるのかという情報提供を受けて、考えておくことが必要。若い頃に金銭管理の経験をしていれば、成年後見を利用しなくてもよいかもしれない。「過去にこれをやっておけばよかった」というフィードバックをもらい、それを広めることが重要。
- 親御さんが金銭管理していることが多い。それを早い段階から支援とつながりながら金銭管理を経験することが考えられる。
- 本人や家族、支援者が前もって成年後見や地権事業のことを知る機会が重要。社協で学習会を実施しているが、すべての人に来ていただくことはできていないので、計画相談などの場で制度の周知をしてもらえると、本人や家族が安心できると思う。サービスを利用している方や手帳を持っている方が中心になってしまうので、一般就労をされている方にもつながるように、企業などとの連携も必要だと感じた。
- 市民後見人の育成などを通して、権利擁護の視点を持った担い手が増えてほしいと思っ

ている。住民から関係機関につながる仕組みの構築も必要。

- 権利擁護は必ずしも成年後見や地権だけではない。権利擁護の意識をどのように高めていけるのかを考えているところ。障害種別や状況、手帳の有無など、その方に応じた権利擁護を考えたい。
- 民生委員として、啓発・研修・周知が必要だと思う。専門職ではないので、地域住民の声を拾ったり、変化を感じたりするための目や耳を持てるよう学んでいきたいと思う。
- 民生委員が関わるので高齢者がほとんどで、障害手帳を持っている方は支援につながっており、手が届かない。高齢者や子ども、病気で急に生活に困った方などを、ショートカットで必要なところにつなげられるように活動していきたい。
- 就労していて福祉サービスにつながっていない方について、手帳を持っていること以外の情報がなく、就労支援センターやナカポツセンター（障害者就業・生活支援センター）ともつながっていないことがある。
- 成年後見の相談をいただくこともあるが、家族構成や財産によって個別に異なる。会う機会があれば情報提供をするようにしている。
- 同じ知的障害でも、重度かどうかによって、困りごとは違う。
- パンフレットかどうかは検討の余地があるが、成年後見に限らない権利擁護全体の制度の理解を広げることが必要だと感じている。身体障害者はセルフプランの方もいる。どのような方に対しても、制度を理解できるパンフレットなどをお渡しすることが必要だと思う。
- 計画相談と関わっている方は、ある程度相談先のある方。精神障害の方は成年後見を含めて、サービス利用に至っていない方が一定数いる。成年後見人が何をしてくれるのかを親御さんから聞かれることがあり、単にお金をとられるだけではないかという声もある。成年後見人をつけた後、どのような生活ができるのか、成功事例をお伝えできればいいと感じている。
- 高齢期に入った方で、介護保険への移行がうまくいかないこともある。
- 金銭管理で支援を必要としているが、成年後見人をつけることに馴染まない方も多し。本人が希望していない場合に、成年後見人をつけることが妥当なのか迷う。特に精神障害では、状態に波がある。
- 意思決定支援を手厚くしたいと思っているが、そこまで手が回らない。成年後見人は馴染まないが意思決定支援は必要な方は、地権を活かしたいが、地権でもできることとできないことがある。
- 資料第7号の違和感として、全年齢について普及啓発を進めることは大事だが、それが相談につながるのか。また、利用者の近くで関わっている施設の職員や行政が普段から関わりながら支援をする必要があるが、この図では人が介在していないように感じる。本人が安心して話せる人が、成年後見制度の知識を持っていることが必要であるため、本人や家族だけでなく、企業など、専門家に限らず障害者に関わる人への普及も重要。

- 市民後見の話が出たが、文京区で考える権利擁護とは何か、ということをも市民後見人になる人に伝えることが大事。
- この部会は何のために、どこに向かっているのか、ということがテーマになっている。全員から発言いただき、権利擁護というキーワードでも、いろいろなテーマが出てきた。文京区の権利擁護について考えるのがこの会議だと思っている。
- 今年度は具体例を話し合えるような場面をつくりたい。社協のやっている成年後見制度の学習会の講師を呼んで、勉強会や座談会をしてはどうかと考えている。年末にご案内したい。
- 希望する方が登録して、ライフステージを通じて情報を共有できる仕組みをつくれなかと考えている。
- 支援者は成年後見を必要だと思っているが、本人は必要だと思っていない事例や、成年後見人がついているが支援者と成年後見人がうまくいっていない事例があった。成年後見に過度な期待をする事例もある。例えば、毎日支援を必要とする人がいても、成年後見人は毎日支援ができるわけではない。支援者側も成年後見について学ぶことが必要。

(5) その他

- 次回は11月ごろを予定。日程はあらためて相談する。

以上